

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

オバマニシ

オバマ

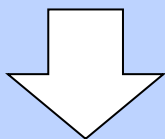
舞鶴若狭自動車道(小浜西IC～小浜IC)の早期供用

舞鶴若狭自動車道(小浜西IC～小浜IC)の早期供用

当初計画

【① 収用案件(2箇所)】

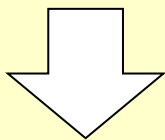
- ・土地収用法による用地取得(平成21年5月)を予定して供用時期を設定



供用予定日:平成24年3月31日

【② 平成23年5月29日 異常豪雨による災害】

- ・平成23年5月豪雨により、小浜西～小浜間全線において、のり面崩壊災害が発生。(約40箇所)
- ・工程遅延回避のため災害復旧工を早期に完了する必要が発生



供用予定日の遅延(2ヵ月)

経営努力による変更

【① 収用案件(2箇所)】

(1) A地区

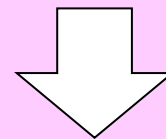
- ・機能復旧道路の地元協議による変更により横断ボックスカルバートの廃止
- ・収用予定用地が債権者による差し押さえとなったため、競売に参加し用地取得。

(2) B地区

- ・収用予定用地について地権者と粘り強い交渉により、支障物件の自主撤去を引き出すことで早期に用地取得

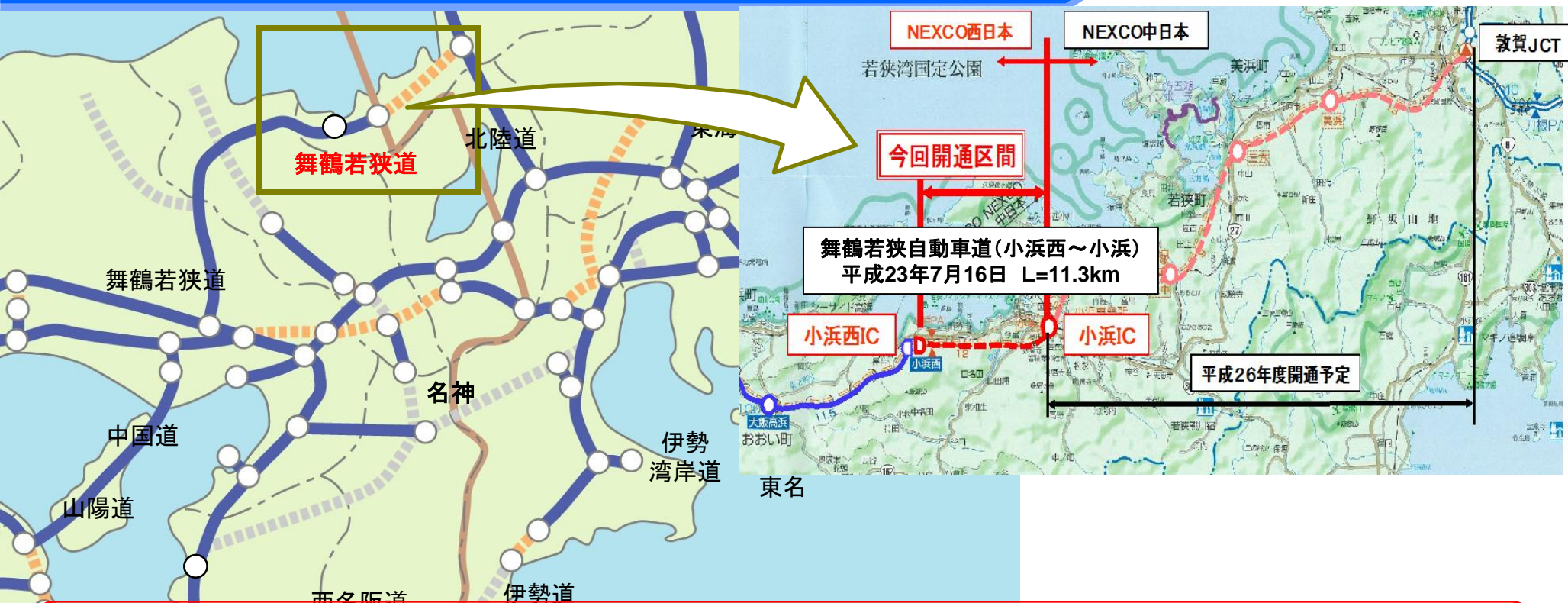
【② 平成23年5月29日 異常豪雨による災害】

- ・災害復旧検討会(平成23年5月30日発足)を現地で実施し、復旧工法の早期決定と昼夜施工を実施。



**供用日:平成23年7月16日
(259日の早期供用)**

舞鶴若狭自動車道(小浜西IC~小浜IC) 位置図



舞鶴若狭自動車道(小浜西IC~小浜IC)の路線概要

- ・舞鶴若狭自動車道は、吹田市を起点として、中国自動車道の吉川ジャンクション(JCT)から分岐し、福知山市、舞鶴市、小浜市を経て敦賀市の北陸自動車道に至る延長162kmの高速自動車国道です。
- ・災害時における広域代替ルートとしての機能向上や夏季の海水浴シーズン等に発生する国道27号の交通緩和として重要な路線です。

早期供用に向けた全体マネジメント

【① 収用案件(2箇所)】 A地区(H13.7)B地区(H13.5)設計協議確認書締結



【① 収用案件(2箇所)】

- ・ A地区について、再地元設計協議(3回)を実施し、機能復旧道路として計画していた本線横断カルバートボックスを廃止することで地元合意を得た。(約7ヶ月短縮)
また、債権者差押による競売案件となり、競売入札に参加し用地取得。(約1ヵ月短縮)
(計 約8ヵ月短縮)
- ・ B地区について粘り強い交渉(107回)を実施した結果、クリティカル回避



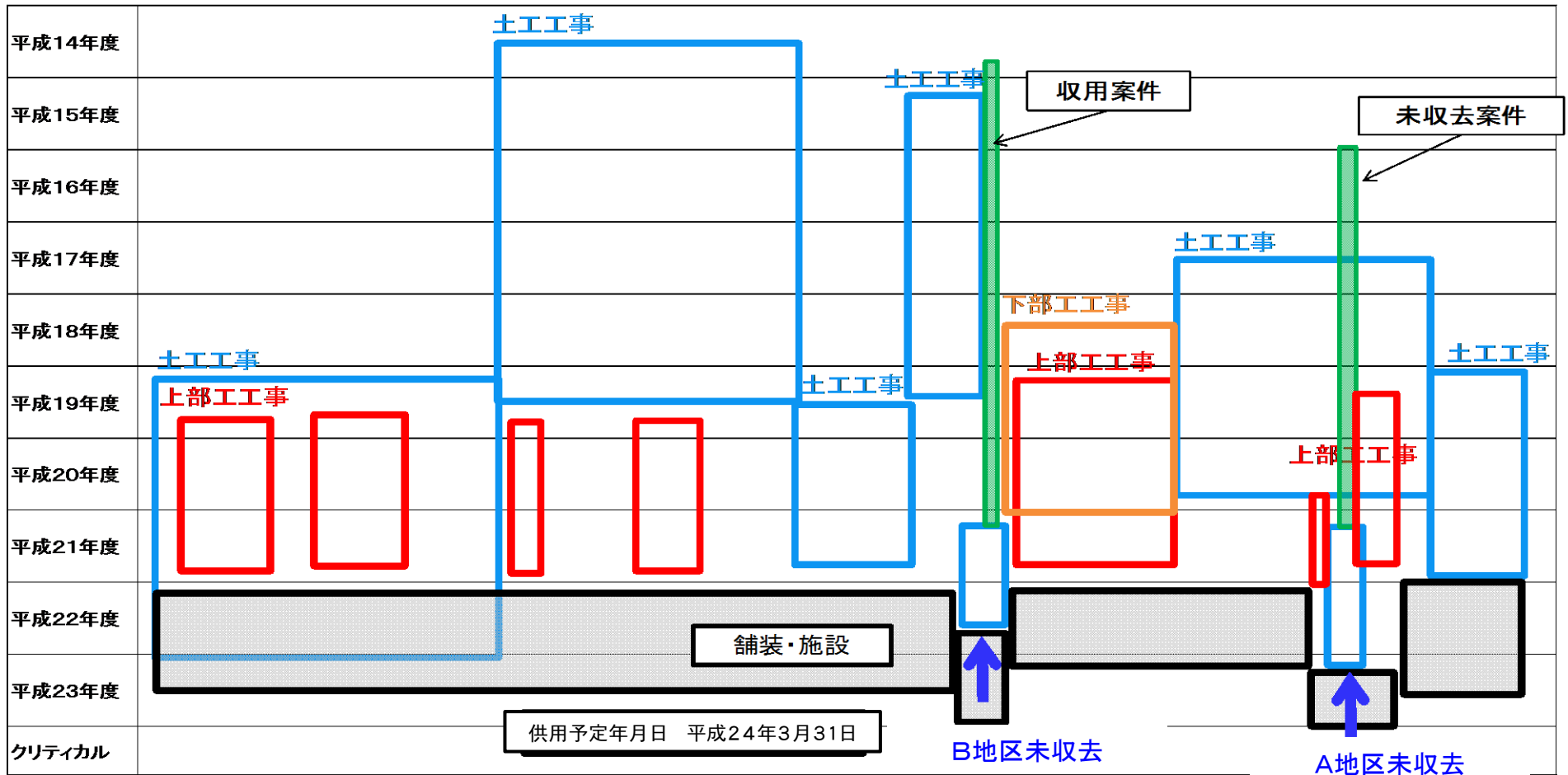
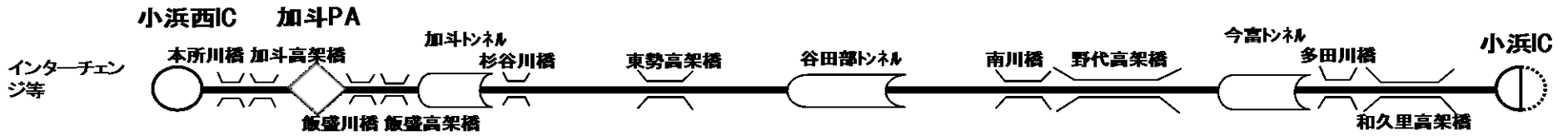
【② 平成23年5月29日 異常豪雨による災害】

- ・ 「平成23年5月豪雨」により、小浜西～小浜間全線において、のり面崩壊災害(約40箇所)が発生。
- ・ 災害復旧検討会を実施し、復旧工法の早期決定と昼夜連続施工を実施し、約1ヵ月にて復旧工を実施し、安全確保。(工程遅延回避) ※小浜市累計雨量が観測史上最大269mmを観測

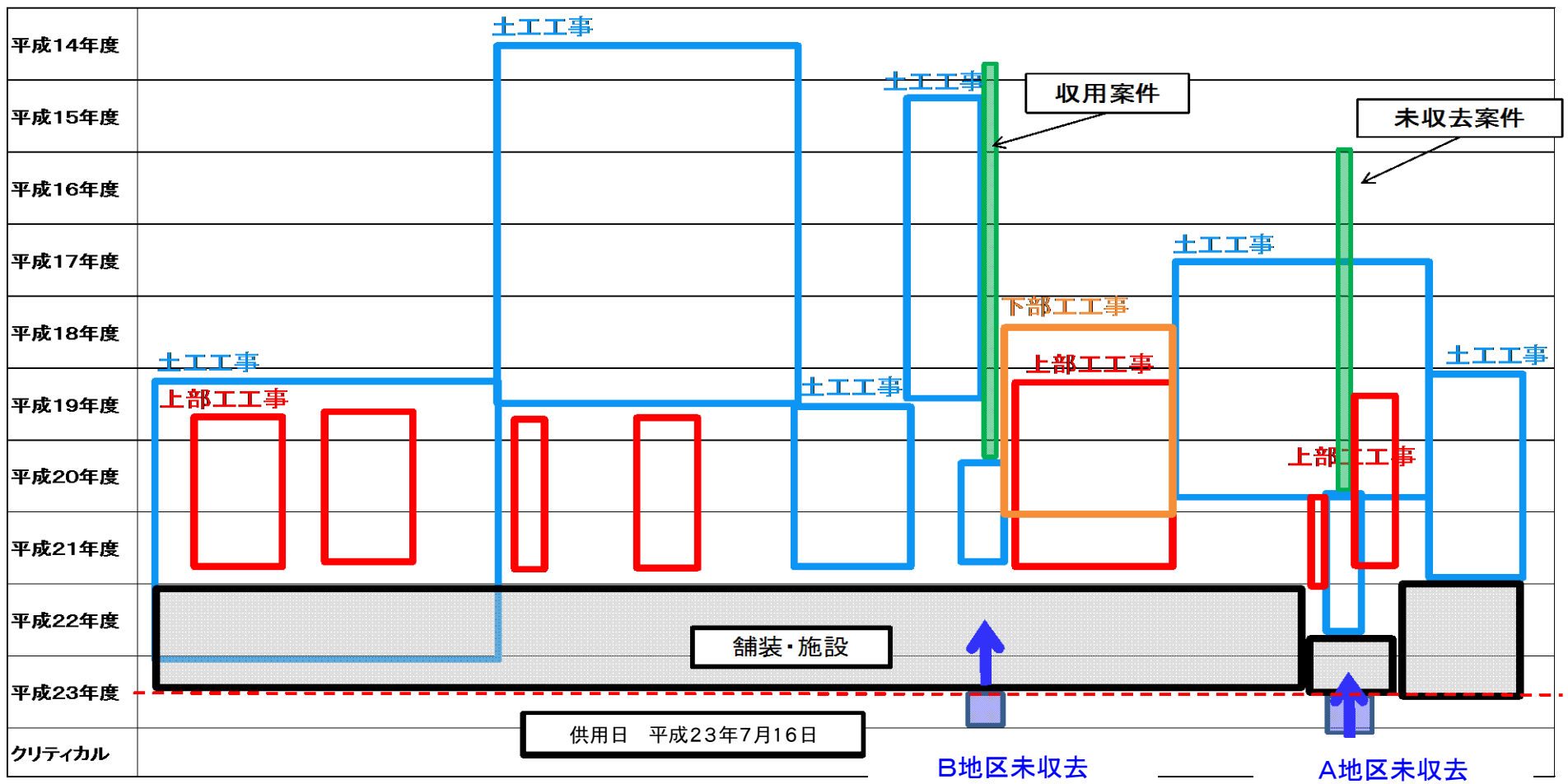
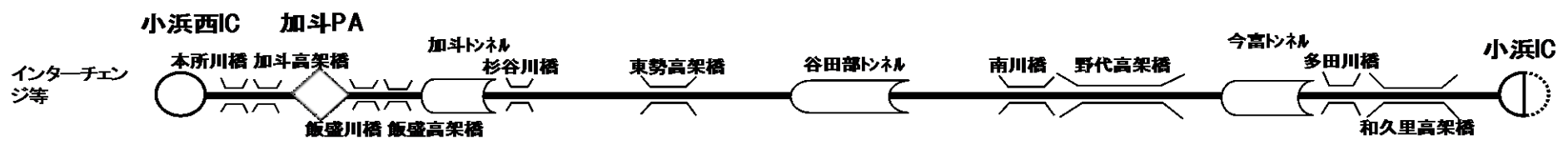


全体マネジメントを行い、早期供用が実現(約8ヶ月)

当初工程(舞鶴若狭道 小浜西IC~小浜IC)

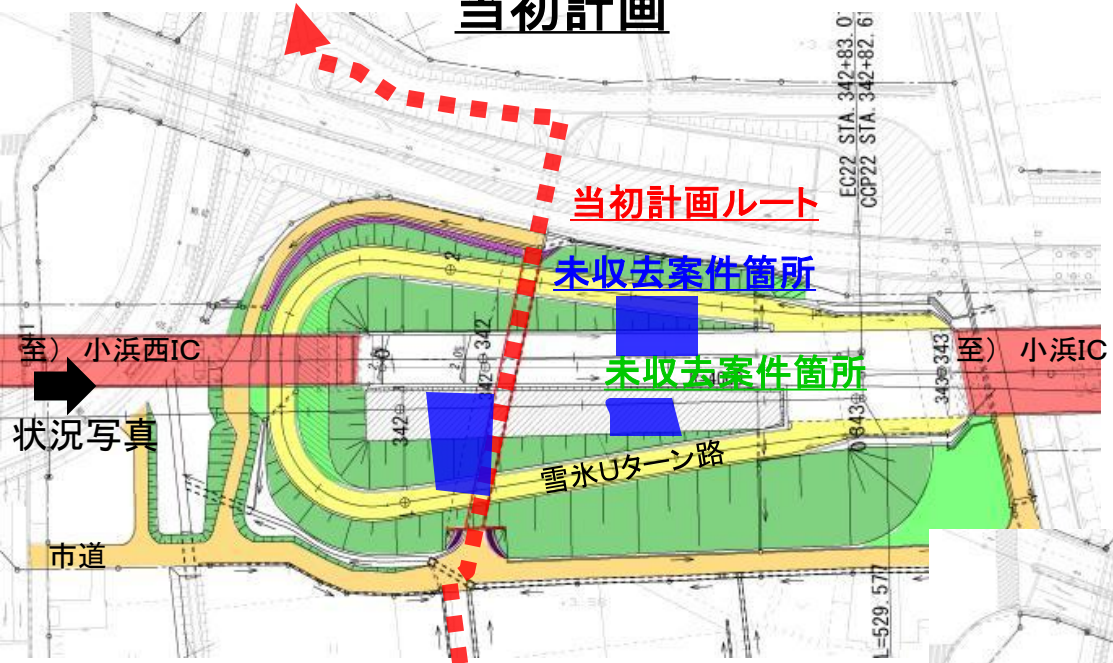


実績工程 (舞鶴若狭道 小浜西IC~小浜IC)

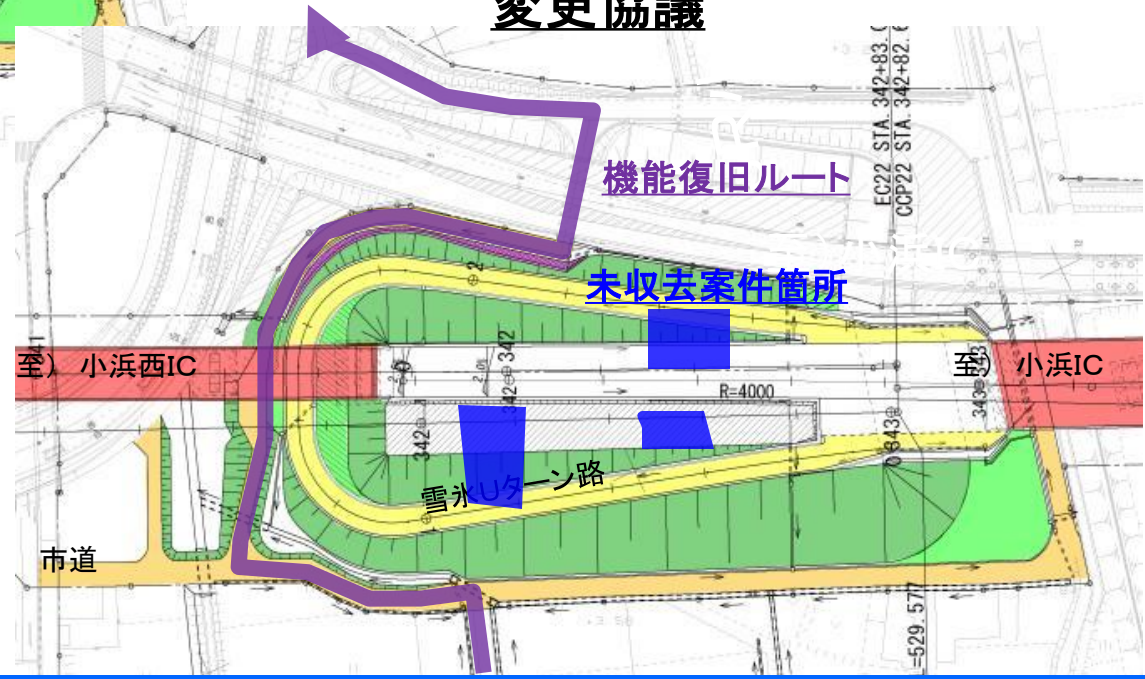


①-1-1 収用案件の工程短縮(A地区)【会社経営努力概要】

当初計画



変更協議



①-1-2 収用案件の工程短縮(A地区)【会社経営努力概要】

■当初工程(収用+横断ボックス施工の場合)

問題箇所	平成19年												平成20年												平成21年												平成22年度												平成23年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A地区													事業認定告示			判決申請・明渡決裁			審理(4回)			権利取得・明渡決裁			代執行手続き・代執行			盛土工 載荷盛土 (9ヶ月)			載荷盛土 養生期間 C-BOX構築 (7ヶ月)			盛土工 用排水工 (9ヶ月)			舗装・施設 (9ヶ月)																							
開通予定時期																																					★																							

約8ヶ月短縮

■実施工程

問題箇所	平成19年												平成20年												平成21年												平成22年度												平成23年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A地区													▼競売による所有権取得												競売申立 差押			競売実施命令 競売実施			明渡			建物解体 基礎撤去			盛土工+用排水工 (18ヶ月)						舗装・施設 (9ヶ月)																	
開通予定時期																																					★																							

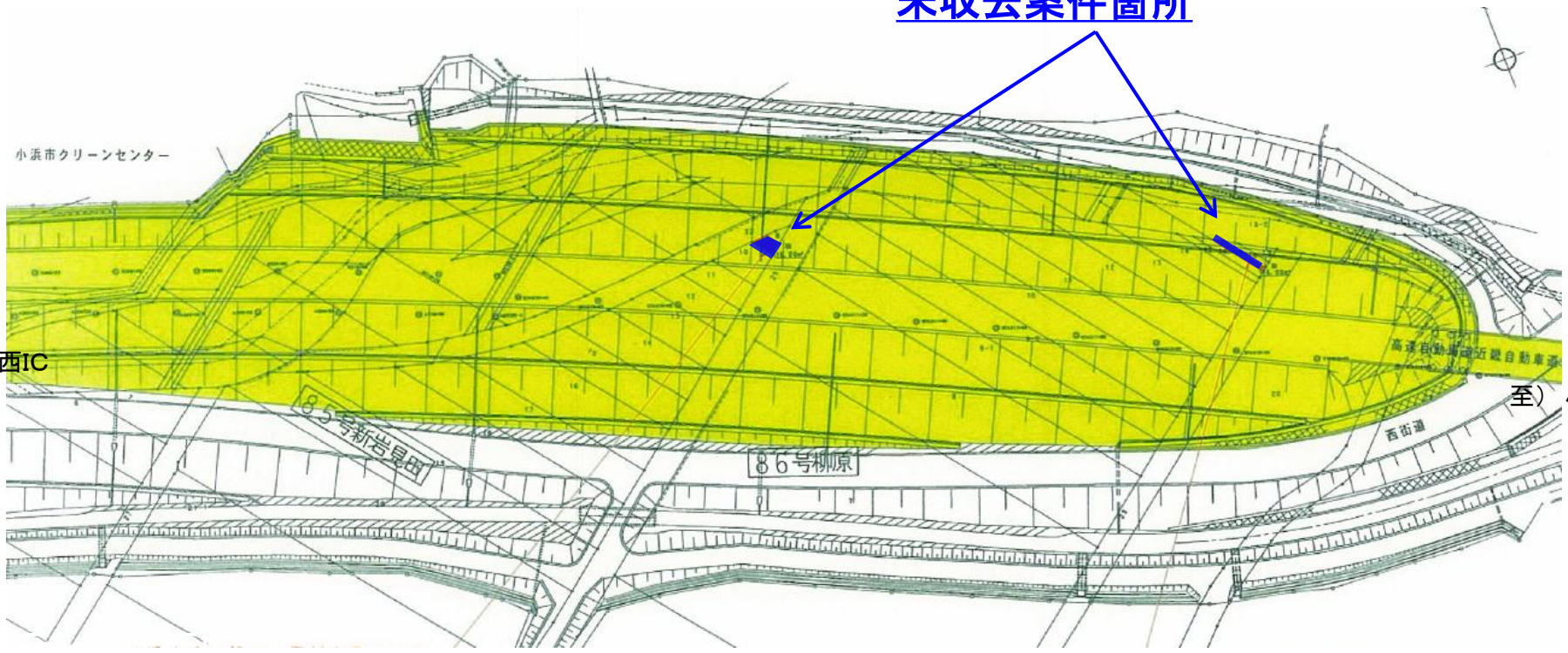
◇工程短縮メニュー 【地元協議】

- ・盛土部に市道機能復旧道路(通学路)として人道カルバートボックスを設置することで設計協議確認書を締結
その後、生活道路である橋梁前面の付替道路と統合し、人道カルバートボックスを廃止する協議を行い了承を得た。
再設計協議回数 3回 **約7カ月間の短縮**
- ・債権者差押による競売案件となり、競売入札に参加し用地取得したことによる短縮 **約1カ月間の短縮**

約8ヶ月間の工程短縮

①-2-1 収用案件の工程短縮(B地区)【会社経営努力概要】

未収去案件箇所



①-2-2 収用案件の工程短縮（B地区）【会社経営努力概要】

■当初工程（収用の場合）

問題箇所	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
B地区						事業認定 告示		裁判 申請・ 明渡 決裁		審理（4回）		権利取得・ 明渡 決裁		代執行 手続き ・ 代執行	盛土工 用排水工					舗装・施設																	
開通予定時期																																					★

収用・

約12ヶ月短縮

■実施工程

問題箇所	平成19年					平成20年					平成21年					平成22年度					平成23年度																	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
B地区												▼明渡																										
B地区						事業認定 告示		裁判 申請・ 明渡 決裁		審理 1回		権利 取得 ・ 明渡 決裁		代執行 手続き	盛土工 用排水工					舗装・施設																		
開通予定時期																																				★		

◇工程短縮メニュー

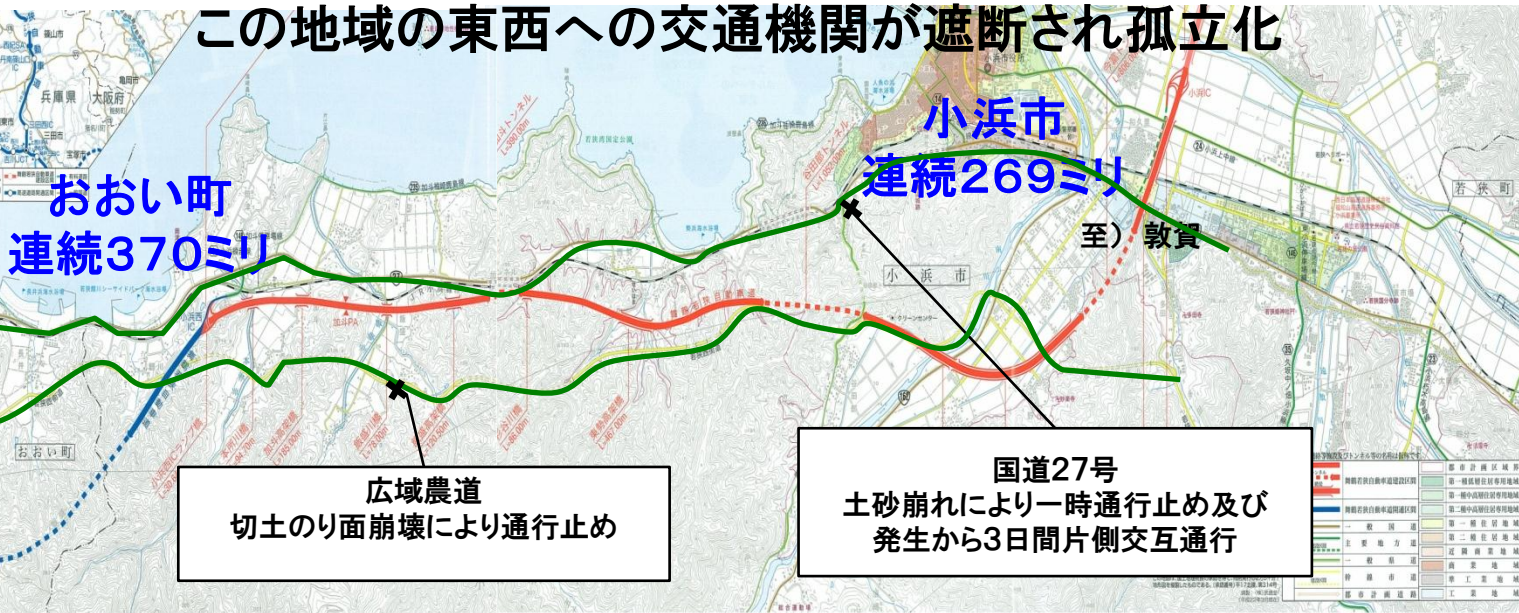
B地区について粘り強い交渉（107回）を実施した結果、20年6月に代執行物件を自主撤去され用地取得。

約12カ月短縮

工程遅延なし

②-1 平成23年5月異常豪雨による災害【会社経営努力概要】

この地域の東西への交通機関が遮断され孤立化



災害箇所	損傷状況	5月 29~30降雨災害	6月	7月 16 供用開始	8月
			現地調査、対策工法検討		
239+00	自然地山土砂崩壊		準備工(倒木撤去搬出、進入路造成)		
			すべり面抑止杭打設及びシート養生、崩壊土砂撤去、地下排水、溪流対策再設置		
310+00	補強土壁工崩壊		準備工(ホーリング調査)		
			土留工構造検討		
			土留材等材料調達		
			打設ヤード造成・土留め工		
全線	のり面肌落ち、湧水等小崩落		のり面整形等		

②-2平成23年5月異常豪雨による災害【会社経営努力概要】

損傷状況写真

【② 平成23年5月29日 異常豪雨による災害】

- ・H23.5.29～30 豪雨により、小浜西～小浜間全線においてのり面崩壊災害が発生(約40箇所)。
- ・安全を確保し供用する必要あり。



復旧工を完了するため供用時期の延期が懸念



昼夜施工を実施し開通遅延を回避

- ・H23.5.30 第1回復旧現地検討会
- ・H23.5.31 第2回復旧現地検討会
(小規模崩壊箇所復旧方法決定)
- ・H23.6.9 第3回復旧現地検討会
(大規模崩壊箇所復旧方法決定)
- ・昼夜施工によるのり面復旧工実施



昼夜施工状況



用地外りのり面崩壊



補強土壁崩壊



盛土のり面崩壊

経営努力要件適合性の認定について

収用案件の解決や、地元とのカルバートボックス廃止協議などにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に該当

約8ヶ月の早期供用による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減